

西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務に係る企画提案競技実施要項

1 趣旨

様々な事情により、健全な修学育成環境を維持することが困難なひとり親家庭等生活困窮世帯について、当該世帯の子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、社会的に自立した生活を営むことができるよう支援することを目的に、学習習慣を身に付け、学習に対する意欲を向上させ、高等学校等への進学を後押しし、子供にとって、進学や就職のモデルとなるような大学生、社会人との交流の場として目指す将来像を描くきっかけとなること、また、生活困窮世帯の養育や生活に対する支援を目的として、西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務（以下「業務」という。）を実施する。

業務の実施について、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、公募型の企画提案競技を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務

(2) 業務内容

別紙「西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託者選定方式

公募型の企画提案競技により、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を基に総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

(4) 委託料の上限額

37,717,000 円（税込）

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 契約

企画提案競技の結果は、令和6年度から令和8年度末まで有効とする。なお、本業務は、令和6年度当初予算が成立することを前提に進めており、同予算が成立した場合に、契約を締結する。

また、令和7年度以降の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、該当年度の予算成立後に締結する。

(7) 企画提案競技スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| ① 募集開始 | : 令和5年11月24日（金） |
| ② 質問書の提出期限 | : <u>令和5年12月11日（月）午後5時30分</u> |
| ③ 質問に対する回答の公表 | : 回答完成次第随時公表予定 |
| ④ 企画提案書の提出期限 | : <u>令和6年1月11日（木）午後5時30分</u> |
| ⑤ 選定委員会・プレゼンテーション | : 令和6年1月25日（木） |
| ⑥ 受託候補者の選定 | : 令和6年2月初旬頃 |
| ⑦ 受託候補者との契約時期 | : 令和6年4月1日（月）《予定》 |

3 応募の要領

(1) 応募者の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 令和 5 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き改正の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。
- ⑦ 平成 31 年 4 月 1 日以降に官公庁で生活困窮世帯等を対象とした学習支援事業を受託した実績があること。
- ⑧ 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 提出書類

- ① 提出書類及び提出部数（印のあるものは正本 1 部、残りをコピーで提出）

- (ア) 応募申込書・・・・・・・・・・（様式第 1 号） 1 部
- (イ) 団体概要・・・・・・・・・・（様式任意） 1 部
- (ウ) 過去の業務実績・・・・・・・・・・（様式第 2 号） 3 部（社名等あり）
- (エ) 本業務の推進体制・・・・・・・・・・（様式第 3 号） 3 部（社名等あり）
- (オ) 企画提案書・・・・・・・・・・（様式任意） 3 部（社名等あり）
- (カ) 業務工程表・・・・・・・・・・（様式任意） 3 部（社名等あり）
- (キ) 類似業務で製作した募集チラシ等の冊子等・・（提出任意） 3 部（社名等あり）
- (ク) 見積書・・・・・・・・・・（様式任意） 3 部（社名等あり）

※見積書は算出根拠等を詳細に記載することとし、令和 6 年度から令和 8 年度までの年度ごとに提出すること。その際の委託料の上限額は 2(4)のとおりとする。

※仕様書 5(8)ア(オ)及びウにかかる経費については、見積書でわかるように分けて記載すること。

※会場は非公表だが、見積書を作成するにあたり実施会場を知りたい場合は 3(4)②まで連絡すること。

- ② 提出書類のうち 3(2)①(ウ)及び(オ)～(ク)については PDF で、3(2)①(エ)については Excel のまま、社名等ありのデータと社名等を抜いたデータを電子メールにて提出すること。その際、提案者が特定できるような図（ロゴやキャラクター等）の使用は避けること。
- ② 用紙は A 4 版とし、支障がない範囲で、両面印刷も可能とする。
- ③ 様式は、必要に応じて枠の追加や拡張をすること。
- ④ 提出書類で社名等を抜いたものについては、社名を「●●」とする等、提案者が特定されないように作成すること。また、提出書類(ウ)の発注者及び(エ)の名前についても同様に、「●

市」又は「●●」とすること。

- ⑤ 企画提案書は、インデックスを貼り付けたうえで 30 ページ以内（表紙及び目次を除く）とすること。また、表紙及び目次を除いて、通し番号（ページ番号）を付すること。

(3) 企画提案書の作成要領

企画提案書では、別表 1 の選定評価基準を参考にしたうえで、以下について記載すること。

- ① 事業に対する団体の考え
- ② 学力向上における学習支援方策
- ③ 福祉的観点からの学習支援方策
- ④ 利用者への養育支援
- ⑤ 職員体制及び人材育成の考え方（講師一人が担当する利用者人数を明記）
- ⑥ 個人情報保護の考え方と危機管理体制
- ⑦ 独自提案

欠席が続く利用者への受講促進に向けたアプローチ策や当事業を利用した卒業生への支援

(4) 応募方法

① 提出期限

令和 6 年 1 月 11 日（木）午後 5 時 30 分必着

上記提出書類一式を郵送又は持参（郵送の場合は子供家庭支援課に必着）

提出書類のうち 3(2)①(ウ)及び(オ)～(ク)については PDF で、3(2)①(エ)については Excel のまま、社名等ありのデータと社名等を抜いたデータを電子メールにて提出すること。

※ 土・日及び下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない。

※ 郵便遅延やメールサーバによる遅延等のため受付期限に間に合わなかった場合も、本市は一切の責任を負わない。

② 提出先・問合せ先

こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課（本庁 7 階）

住所：〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

電話：0798-35-3230 FAX：0798-35-5525 Mail：vo_jidou@nishi.or.jp

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分

担当者：山本・堀川

(5) 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）を提出すること。

質問をする前には必ず市ホームページに掲載している補足資料を参照すること。

上記の方法以外（電話・来庁・FAX による口頭等での質問等）は受け付けない。

受付期限を過ぎた後は、質問を受け付けない。

- ① 提出期限：令和 5 年 12 月 11 日（月）午後 5 時 30 分

- ② 提出方法：質問書を電子メールにて子供家庭支援課へ提出

※送信先メールアドレスは（4）の②と同じ。

- ③ 回答方法：市ホームページで随時公開

(6) 注意事項

- ① 本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- ② 提出された応募申込書及び企画提案書等は、返却しないものとする。
- ③ 提案は、一応募者につき一提案とする。
- ④ 契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報 > 入札・契約 > 契約書 (契約約款)・特約・誓約書 > 業務委託契約書 (契約約款) 特約含む」にて、事前に記載内容を確認すること (ページ番号 85195192)。

4 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

① 1次選考

原則として、応募者が4団体を超えた場合は、子供家庭支援課において、業務実績、提案見積額等客観的内容による審査を行い、上位4団体を選定する。

応募者数が4団体以下の場合は、提出書類の内容を審査し、2次選考の対象者を選定する。

② 2次選考

1次選考入選者によるプレゼンテーションを実施する。なお、時間・場所等は1次選考入選者に対し別途通知する。

実施日：令和6年1月25日(木)

1応募者につき45分(プレゼンテーション：30分以内、質疑応答：約15分)

担当者及び責任者が出席すること(出席人数は4名まで)

※ 市が準備したディスプレイを使用することができる。

※ プレゼンテーションでは提出した企画提案書を用いて説明を行うこととし、企画提案書に関する補足資料や参考資料以外の追加提案や追加資料は認めない。

※ プレゼンテーションは、西宮市情報公開条例第6条第5項の規定に基づき、非公開にて実施する。

(2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
①過去の業務実績	5 / 100	選定評価基準 (別表)
②本業務の推進体制	10 / 100	
③企画提案内容	65 / 100	
④見積金額	20 / 100	

(3) 審査方法

- ① 委託料の上限額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。
- ② 審査方法は、選定評価基準(別表1)に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する選定委員会を設置する。
- ③ 1次選考については、選定評価基準(別表1)に基づき子供家庭支援課が評価点を算出する。
- ④ 2次選考については、選定評価基準(別表1)に基づき選定委員会が評価点を算出する。各委員の評価点の平均値に、地域経済活性化による加点(別表2)を加算したものをもって委員会の評価点とし、1次選考の評価点との合計を応募者の評価点とする。

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案書を作成した応募者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、最高得点を獲得した事業者のうち、選定委員が高い得点をつけた事業者数が多い方を選定する。

最低基準点は評価点の合計点の6割とし、最低基準点未満の事業者については、選定しない。1次選考入選者が1事業者の場合も2次選考（プレゼンテーション）を行い、その得点が最低基準点以上であれば当該事業者を受託候補者とする。

※ 審査は受託候補者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は財務局財務総括室契約管理課を通して行う。

(5) 選考結果の通知

- ① 1次選考結果は、応募のあったすべての団体に電子メールで通知する。
- ② 2次選考結果は、プレゼンテーションを実施したすべての団体に文書で通知する。
- ③ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 無効

応募者又は応募者から提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とし、選定審査の対象とはしない。

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

(7) 契約の締結

審査の結果、最高得点を獲得した受託候補者と、契約締結に伴い必要となる協議を行ったうえで、本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし下記のいずれかに該当し、その者と契約締結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

- ① 本要項3の(1)に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき、又は受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

5 情報公開について

- (1) 第三者からの情報公開請求があった場合、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）の規定に基づき、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを除き、公開する。ただし、受託候補者選定期間中は、同条例第6条第5項の規定に基づき、非公開とする。
- (2) 上記(1)には、提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、同書類を含み、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報についてのみ非公開とする。

以上

【選定評価基準】

(別表1)

評価項目	評価事項	評価 評価点				
		A	B	C	D	E
業務実績	平成31年度以降の生活困窮世帯等を対象とした官公庁からの学習支援事業受託実績	10件以上	9～6件	5～3件	2件	1件
業務推進体制	講師一人あたりの担当人数	2人以下	3人	4人	5人	
	講師としての業務実績比率 (令和6年1月時点で1年半以上)	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満
企画提案内容	1. 事業に対する団体の考え ・ひとり親家庭等生活困窮世帯に対する支援の考え方 ・子供の貧困対策に関する考え方 ・学習支援事業等への理解度 ・本業務に対する意欲と熱意	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	2. 学力向上における学習支援方策 ・個別指導に対する対策 ・進路に関する考え方 ・効果測定の考え方 ・年間スケジュール ・独自の提案や工夫	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	3. 福祉的観点からの学習支援方策 ・子供の貧困の連鎖を断つための施策として当業務が担う役割 ・効果測定の考え方 ・独自の提案や工夫	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	4. 利用者への養育支援 ・養育相談や生活相談に対する考え方 ・独自の提案や工夫	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	5. 職員体制及び人材育成の考え方 ・業務遂行能力のある職員体制の実現性 ・職員確保策の実現性 ・人材育成	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	6. 個人情報保護の考え方と危機管理体制 ・個人情報の取り扱いに対する考え方 ・危機管理体制	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	7. 独自提案 ・欠席が続く利用者への対応 ・卒業生支援策 学習習慣を定着させるための支援策 高校中退防止に資する支援策 人生設計を考えるうえで必要な支援策	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
見積金額	見積金額	見積金額に応じて客観的に評価				

- ※ 行政からの受託実績は、プロポーザルでの選定回数ごとに1件として計算する。
例: 同一自治体での同一事業であっても、2回選定されていれば2件とする。
- ※ 平成31年度より前に企画提案競技で選定されていたとしても、契約期間が平成31年度以降にかかっていたら1件として計算できる。
例: 平成29年度に選定され、契約期間が平成30年度から3年間だった場合は計上できる。

【地域経済活性化による加点】

(別表2)

企画提案内容(65点分)に対して、以下に該当する区分について加点する。なお、加点の割合については非公表とする。

①市内事業者	市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者
②準市内事業者	市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者
③市外事業者	上記以外